

**介護老人保健施設
ユートピアゆり
(介護予防)短期入所療養介護
運営規定**

運営規程

第1章 総則

(事業の目的)

第1条 この規程は、介護保険法の規定に基づき社会福祉法人郁慈会が開設する介護老人保健施設ユートピア・ゆりが行う指定短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の事業の適正な運営及び、利用者に対する適切なサービスの提供を確保、また、要介護状態にある利用者に対し適正な介護を提唱することを目的とする

(方針)

第2条 要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)になった場合においても、その利用者が可能な限りその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護・医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活を行うことにより療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的負担の軽減を図るものとする

第2章 事業所の名称等

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次の通りとする

名称 介護老人保健施設 ユートピアゆり
所在地 奈良県北葛城郡上牧町大字上牧字上牧4244番地

第3章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条 従業者の職種、員数

(1)管理者(兼務)	1名	(6)介護職員	15名以上
(2)介護支援専門員(兼務)	1名以上	(7)理学療法士(兼務)	1名
(3)事務員	1名	(8)管理栄養士	1名
(4)支援相談員	1名	(9)調理員	2名
(5)看護師	6名以上	(10)医師(兼務)	1名

第5条 職務の内容

- (1)管理者 施設の運営全般を統括する
- (2)介護支援専門員 介護計画の立案・要介護認定に関する事務処理をする
- (3)事務員 庶務・用度及び会計に関する事務処理をする
- (4)支援相談員 利用者の生活内容の充実を図り、個々に有する問題解決の助言と指導を行うと共に生活全般の向上の為、必要な計画作成、実施等業務に従事する
利用者の日常生活の中で起こる諸問題を共に考え、共に悩み励まし精神的安定を図ると共に、必要な身辺の介助等の業務に従事する
- (5)看護師 利用者とその従業者の健康管理、保健衛生並びに医療看護に関する必要な全ての業務に従事する
- (6)介護職員 利用者の日常生活の中で起こる諸問題を共に考え、共に悩み励ましその精神的安定を図ると共に、必要な身辺の介助、補給等の業務に従事する
- (7)理学療法士 利用者が日常生活を営む為に必要な機能の減退予防及び減退した機能の回復訓練等の業務に従事する
- (8)管理栄養士 利用者の健康増進と食生活向上の為栄養管理・栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う
- (9)調理員 栄養士の献立に従い、利用者の健康増進の為食生活の向上を目指して食事の調理と食品の保管及び調理器具の管理に従事する
- (10)医師 利用者及び従業者の健康管理に必要な予防診断・治療等の業務に従事する

第4章 利用定員

第6条 介護老人保健施設が定める利用定員を超えてはならない

第5章 サービス内容及び利用料、その他の費用の額

第7条 サービスの内容

- (1) サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う
- (2) 介護理念のもとに、適切な介護技術をもってサービスを行う
- (3) 常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ相談援助などの生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望にそって適切に提供する
- (4) 利用者の状態に応じた口腔衛生管理を行う
- (5) 食事は栄養並びに嗜好を考慮し、身体状況・病状状況に適した場所で提供する。

第8条 利用料、その他の費用の額

- (1) サービスを提供した場合の利用額は、介護報酬告示上の額とし、当該介護老人保健施設が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に示された割合に基づいたの額とする
- (2) その他の費用について

・ 食費	朝	380円
	昼	735円
	夕	735円

※ 介護保険負担限度額認定証が該当される方は、記載されている食事の負担限度額とする

・ 居住費（多床室）	1日	437円
（従来型個室）	1日	1728円

（但し、低所得者については大臣が定める負担限度額とする）

・ 日用品費	1日	400円
・ 教養娯楽費	1日	250円
・ 理美容費、実費	1回	2000円
・ テレビ貸し出し	1日	110円
・ おやつ代	1日	180円
・ 文書料	1通	1050円
・ 死亡診断料	1通	5000円
・ エンゼルセット		15000円
・ 光熱費	1機1日	10円

- (3) 前項の費用の額にかかるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、該当サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない

第6章 通常の事業の実施地域

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、上牧町、王寺町、河合町、斑鳩町、三郷町、安堵町、広陵町、平群町、香芝市、大和高田市とする

事業実施地域を超えた地点から10Km以内では片道1000円、実費を徴収する

第7章 サービス利用にあたっての留意事項

第10条 留意事項

- (1) 利用者は、互いに助け合って明るい生活を営み、団体生活の秩序を維持するよう努めなければならない
- (2) 利用者は、当施設の諸規則を守らなければならない
- (3) 利用者が、前項の規定に違反し、又はこの規程に基づく当施設の指導に従わない為著しく秩序を乱し、他に支障をもたらす場合には利用の取り消しを求めることができる

第8章 緊急時における対応方法

第11条 利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに主治の医師または協力医療機関への連絡を行うなどの措置を講ずる

第9章 非常災害対策

第12条 当施設の非常災害対策は、次のとおりである

- (1) 消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けると共に、非常災害対策に関する具体的計画を作成し、非常災害に備えて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない
- (2) 緊急時には、速やかに対応できるようマニュアル等を作成しておくものとする
- (3) 訓練において地域住民の参加が得られるように連携に努める

第10章 その他運営に関する重要事項

第13条

- (1) 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする
- (3) 従業者の資質の向上の為に、研修の機会を確保しなければならない
また通所リハビリテーション従業者(看護師・介護福祉士・介護支援専門員、介護保険第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対して認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする
- (4) 当施設は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする
- (5) 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする
- (6) 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする

第11章 保健衛生・環境整備

第14条 保健衛生には常に万全の配慮を怠ることなく、疾病予防、衛生的な環境保持に努めなければならない

事情所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事情所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、必要な措置を講ずるものとする

第12章 実施

第15条 この規定に定める事項の他、運営に関する必要な事項の実施にあたっては、理事長の承認を得て、管理者がこれを行う

第13章 虐待の防止のための措置に関する事項

第16条 1、事業所は、利用者の人権擁護及び虐待等の防止のための次の措置を講ずるものとする

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く

- (5)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6)その他虐待防止のために必要な措置
- 2、事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等、高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

第14章 事故発生の防止及び発生時の対応に関する事項

- 第17条 1、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする
- (1)事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
 - (2)事故が発生した場合又は、それに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制を整備する
 - (3)事故防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的開催する
- 2、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする
- 3、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする

第15章 業務継続計画の策定に関する事項

- 第18条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする
- (1)従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする
 - (2)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

第16章 感染症対策に関する事項

- 第19条 施設において感染症又は食中毒が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする
- (1)施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するものとする。
 - (2)従業者に対し感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための感染症対策の指針を作成し、研修会を定期的実施するものとする。

付則

この規程は、平成17年度10月1日から施行する

平成24年4月1日一部改定
 平成25年6月1日一部改定
 平成26年4月1日一部改定
 平成27年4月1日一部改定
 平成27年4月1日一部改定
 平成27年4月6日一部改定
 平成30年4月1日一部改定
 令和元年10月1日一部改定
 令和2年5月1日一部改定
 令和3年8月1日一部改定
 令和5年4月1日一部改定
 令和6年4月1日一部改定
 令和6年8月1日一部改定
 令和6年9月1日一部改定
 令和8年4月1日一部改訂